

(令和3年8月5日受付)

電気自動車用充電器撤去について

■内容

電気自動車用充電器撤去のニュースがありましたが、撤去されると足が遠のきます。田辺市で維持管理されることを希望します。ご検討をよろしくお願いいたします。

■回答

本市道の駅（6施設）に設置されている電気自動車用急速充電器につきましては、民間事業者が平成28年に設置したもので、当時、観光振興や道の駅利用者の利便性に一定寄与するものと判断し、行政財産の使用を許可いたしました。

しかしながら、令和3年3月末に契約の更新時期を迎えるにあたり、事業者に対し本市から契約更新を希望したものの、予想より利用が伸びず採算が合わないとの理由で、止む無く撤去されることとなりました。

本市といたしましても、国策として電気自動車の普及を前端的に打ち出している昨今の状況や、少なからず利用している方がいる中での撤去には誠に心苦しいところではあります。今後の電気自動車の普及状況を見ながら田辺市全体を視野に入れた課題として急速充電器の設置について検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【観光振興課 地域観光係】

※本件は、令和3年8月17日に回答したものです。